

健康・医療・介護情報利活用検討会
第 34 回医療等情報利活用ワーキンググループ、
及び第 11 回介護情報利活用ワーキンググループ
議事概要

令和 8 年 7 月 23 日（木）
持ち回り開催

1. 議題

医療・介護間における電子的な情報連携に係る議論の整理について

2. 審議結果

審議資料である、「医療・介護間における電子的な情報連携に係る議論の整理」について了承いただいた。

3. 主な意見

- ・医療、介護現場に新たな負担をかけないようにお願いしたい。
- ・国が定める様式の活用を促進するため、電子的送信へのインセンティブをつけることが必要である。将来的には、オンライン上で介護事業所が業務を完結できることを目指すべきである。
- ・「医療・介護間における電子的な情報連携に係る議論の整理(案)」については、これまでの議論の内容が反映されているものとして賛同する。その他、関連する事項として下記のとおり、意見を表明する。
全国医療情報プラットフォームを通じた医療・介護間における電子的な情報連携は、現在、報酬上の評価等として医療・介護間で行われている文書共有の電子化を優先的に検討し、推進しているものと認識している。
そのうえで、今後に向けた意見としては、医療機関、居宅介護支援事業所、介護施設、訪問看護事業所等が必要な情報を共有しながらよりよいサービスを提供できるよう、情報連携に関する実際の状況やニーズ等を丁寧に確認しながら、システムの発展に向けた検討が早期に必要と考える。
- ・介護現場における電子的情報連携の普及促進や介護ソフトベンダとの協力を行っていただきたい。

- ・医療・介護連携の次の段階として、介護側で医療情報を読み解くための力をどのように担保するかも検討すべきである。
- ・現場において用いられている独自の情報連携様式について、内容を検討する必要がある。
- ・ぜひ、医療・介護間の電子的情報連携を促進していただきたい。
- ・電子化にあたっては利用頻度の検証をするとともに、現場に有用なフィードバックができるようなシステム構築に努めていただきたい。
- ・電子的情報連携は、既存の取り組みを生かし、現場の負担を増やさない方法の検討が必要である。また、予定入院時と緊急入院時で、必要とされる情報の差を踏まえた情報提供方法の検討が必要である。
- ・リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養については、一体的な取り組みが行われていることを考慮し、連携のあり方についても、より一体的なものとなることが考えられる。
- ・今後、全国医療情報プラットフォームの現場における活用促進、地域医療情報連携ネットワークの維持、および医療・介護間での電子的連携対象文書内容の合理化が課題になる。
- ・医療・介護間において電子的な情報連携を行うにあたり、要配慮個人情報である医療情報を取り扱う際は、医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第 7.0 版システム運用編 13⑦に記載されているように、専用線、IP-VPN、又は IPsec+IKEv2 によること。また、⑥に記載されたプロトコルを限定した TLS 接続をする場合は端末の識別・認証による接続端末制限の措置をとることが求められていることに留意する必要がある。
- ・医療情報を電子的に取り扱う際は、医療情報システムの安全管理に関するガイドラインに記載されているように、セッション間の回り込み等による攻撃への適切な対策を実施するなど、適切な経路制御を行うことも重要である。
- ・「責任の所在」（参考資料 2）に関しては、医師等が作成あるいは確認した情報から頭注で加工され、また、各種の関係機関を経由するので、その責任の所在と

保管責任を明確にし、高度な安全管理技術のない機関でも安全性を管理できるように検討を続ける必要がある。

- ・ 地域医療情報連携ネットワークを含めた既存の情報基盤の整備状況を勘案しつつ、医療・介護間及び民間のヘルスケアサービス（PHR）との情報連携の実現に向けたシステム実装を進めていく必要がある。
- ・ 実装に当たっては、診療情報提供書等の文書に加え、添付される画像情報や診断レポートについても将来的な利活用を見据え、FHIR や DICOM 等の国際標準との整合性を確保するとともに、ベンダー間で相互運用可能な標準仕様とすることが重要である。また、画像情報は容量が大きく機微性が高いことから、安全なアクセス制御、監査機能及び真正性の確保について十分に検討いただきたい。